

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	河東地区（京手）	令和3年8月2日	令和5年1月23日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.26 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.59 ha
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	11.11 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.42 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考）	0 ha

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <p>○集落内の認定農業者は2名。他集落からの入作者はいない。</p> <p>○集落内の中心経営体が規模縮小・現状維持の意向を示しているが、後継者も少数であることから、将来の農地の受け手がいない状況である。</p> <p>■農地</p> <p>○主な作付作物は水稻。</p> <p>○畑地については、現在耕作している方がリタイヤした場合、耕作放棄地となる恐れがある。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○現在の中心経営体が規模縮小・現状維持の意向を示しており、後継者も少ないことから、今後は周辺集落からの入作を含めた中心経営体の確保を図っていく。</p> <p>○兼業農家の中から新たな中心経営体となる意向を示した方がいた場合、集落全体で育成していく。その際は、農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定及び農地中間管理機構を併用した貸借により、集積・集約を図っていく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 新たな中心経営体の確保

○中心経営体が規模縮小・現状維持の意向を示していることから、集落内の後継者を含めた新たな中心経営体の育成について検討していく。

○また、集落外から新規就農者を誘致し、畑地の有効活用につなげていく。

② 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に取り組むこととする。

○組織体制についても、全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する組織を継続していく。

③ 農地中間管理機構の活用

○所有者の意向に合わせた農地の貸借を前提とするが、基本的には農地中間管理機構の活用を推進することで、中心経営体の生産や事務に係る労力の軽減を図る。

④ 農業法人の設立

○集落の中心経営体を中心として、複数集落による営農法人の設立について検討を行っていく。また、法人設立の際は、6次化等の取り組みなど、多角的な事業を行うことを含めて検討する。